

岐阜県公報

第二千三百三十九号
平成二十四年四月二十日

(金曜日)

目次

告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

（地域福祉国保課）二五五（ハ）

道路の区域変更（道路維持課）二五六

道路の供用開始（同）二五七

保安林の指定予定（郡上農林事務所）二五七

公示

県営土地改良事業計画の決定（農地整備課）二五七

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所（街路公園課）二五八

土地改良区役員の退任及び就任（西濃農林事務所）二五八

土地改良区の定款の変更認可（同）二五九

同（中濃農林事務所）二五九

岐阜県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二二五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人まちな家赤坂宿	大垣市赤坂新町四二二	訪問看護	赤坂宿訪問看護ステーション	大垣市赤坂新町三〇九	平成三三・一一・一一
特定非営利活動法人まちな家赤坂宿	大垣市赤坂新町四二二	介護予防訪問看護	赤坂宿訪問看護ステーション	大垣市赤坂新町三〇九	同
株式会社 泰 寿	大垣市木森町五三九	通所介護	泰寿デイサービスセンター	安八郡輪之内町楡俣新田三九一	平成三三・一一・一四
株式会社 泰 寿	大垣市木森町五三九	介護予防通所介護	泰寿デイサービスセンター	安八郡輪之内町楡俣新田三九一	同
株式会社 泰 寿	大垣市木森町五三九	短期入所生活介護	泰寿ショートステイ	安八郡輪之内町楡俣新田三九一	同
株式会社 泰 寿	大垣市木森町五三九	短期入所生活介護	泰寿ショートステイ	安八郡輪之内町楡俣新田三九一	同
特定非営利活動法人福祉サポートセンター	各務原市鷺沼三ツ池町五一七三	通所介護	デイサービスセンターわたぼうし	各務原市鷺沼三ツ池町五一七三	同
特定非営利活動法人福祉サポートセンター	各務原市鷺沼三ツ池町五一七三	介護予防通所介護	デイサービスセンターわたぼうし	各務原市鷺沼三ツ池町五一七三	同
特定非営利活動法人福祉サポートセンター	各務原市鷺沼三ツ池町五一七三	介護予防訪問介護	非営利活動法人福祉サポートセンター	各務原市鷺沼三ツ池町五一七三	同
株式会社 森 住 建	揖斐郡池田町藤代二六七	通所介護	レッツ倶楽部ひのき	大垣市松町七九八	平成三三・一一・一六
株式会社 森 住 建	揖斐郡池田町藤代二六七	介護予防通所介護	レッツ倶楽部ひのき	大垣市松町七九八	同
株式会社 エリア・ワン	関市志津野町一一三四	通所介護	通所介護 八百津宿一笑	加茂郡八百津町八百津三〇二七	平成三三・一一・二五
株式会社 エリア・ワン	関市志津野町一一三四	介護予防通所介護	通所介護 八百津宿一笑	加茂郡八百津町八百津三〇二七	同

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
一般 国道	二百五十 六号	山県市高富字井戸尻二四 〇四番二地先から 同 市同 字同 一四 〇〇番二地先まで	前	三・四 三・三	四・〇	県道関 本巢線 と一部 重用
			後	一七・〇 三・三	四・〇	

岐阜県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	上石津線 多賀線	大垣市上石津町時山字西屋敷 二八七番一地从先から 同 市同 一地从先まで 三 一六番一地从先まで 字同	一五・〇	平成二四・ 四・二〇	平成 三三・二・一六

岐阜県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市和良町宮代字矢方谷二〇四三の一、二〇四四の一、二〇四五の一、二〇四六の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	飛騨市役所掲示場	縦 覧 場 所	同	縦 覧 期 間	平成二四・四・二〇から 五・二三まで
神 岡 地 区					

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	郡上市役所掲示場	縦 覧 場 所	同	縦 覧 期 間	平成二四・四・二〇から 五・二三まで
八 幡 地 区					

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、問屋町西部南街区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 理事長の氏名 若原 考行

二 理事長の住所 岐阜市花園町一一番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏 名	住 所
釜駒土地改良区	平成二四・三・三	理事	安部 正博	養老郡養老町釜段 六八七番地
		副理事	横山 富雄	同 釜段 七五一番地
		理事	横山 繁樹	同 釜段 七五八番地
		同	片野 誠	同 釜段 七七八番地
		同	桑原 賢二	海津市南濃町駒野新田五三六番地二
		同	加藤 功	駒野新田四一四番地一
		同	川瀬 國男	駒野新田五五三番地二
		同	川瀬 厚美	駒野新田五二六番地二
		同	川瀬 龍祝	駒野新田五七〇番地二
		同	横山 貞光	養老郡養老町釜段 八〇七番地
		同	菱田 章	海津市南濃町駒野 三二六番地一
		同	古川 清幸	同 上野河戸四三五番地二

就任した役員

釜駒土地改良区	就任年月日	役名	氏 名	住 所
	平成二四・三・三	理事	安部 正博	養老郡養老町釜段 六八七番地
		副理事	横山 富雄	同 釜段 七五一番地
		理事	横山 繁樹	同 釜段 七五八番地
		同	片野 誠	同 釜段 七七八番地
		同	桑原 賢二	海津市南濃町駒野新田五三六番地二
		同	加藤 功	駒野新田四一四番地一
		同	川瀬 國男	駒野新田五五三番地二
		同	川瀬 厚美	駒野新田五二六番地二
		同	川瀬 龍祝	駒野新田五七〇番地二
		同	横山 貞光	養老郡養老町釜段 八〇七番地
		同	菱田 章	海津市南濃町駒野 三二六番地一
		同	古川 清幸	同 上野河戸四三五番地二

土地改良区 釜駒土地改良区
 平成二四・四・一
 年月日
 釜駒土地改良区
 二四・四・一

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
釜駒土地改良区	平成二四・四・一	理事	安部 正博	養老郡養老町釜段 六八七番地
		長	横山 富雄	釜段 七五一番地
		理事	加藤 正	釜段 七七九番地
		同	片野 誠	釜段 七八六番地
		同	加藤 功	海津市南濃町駒野新田四一四番地一
		副理事長	川瀬 厚美	駒野新田五二六番地二
		理事	川瀬 國男	駒野新田五五三番地二
		同	桑原 茂明	駒野新田 五五八番地
		同	川瀬 龍祝	駒野新田五七〇番地二
		総括	横山 貞光	養老郡養老町釜段 八〇七番地
		監事	菱田 章	海津市南濃町駒野 三二六番地一
		同	伊藤 秋弘	駒野 八八六番地二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町上多度東部土地改良区	平成二四・四・一〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
旧十三ヶ村土地改良区	平成二四・四・一〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
関市倉知用水土地改良区	平成二四・四・一〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関 市 肥 田 瀬 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 四 ・ 四 ・ 二 二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関 市 木 曾 川 右 岸 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 四 ・ 四 ・ 二 二

平成二十四年四月二十日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社